各論点の取りまとめの方向性(案)

令和7年9月3日

関係事業者ヒアリング

- 第40回及び第41回委員会では、第39回委員会で示した論点(案)※について、関係事業者及び事業者団体のヒアリングを実施した。
 - ※ ① 規律の対象となる電気通信番号の種別、② 申請者の役務継続性を審査するための申請書類、③ 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件、④ 役務の継続性があると認められる基準、⑤ 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数、⑥卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法

<ヒアリング実施事業者団体> 五十音、A~Z順

事業者名	指定を受ける主な電気通信番号	
ソフトバンク株式会社	固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号 特定IP電話番号	
フリービット株式会社		
楽天モバイル株式会社	固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号	
Coltテクノロジーサービス株式会社	固定電話番号、特定IP電話番号	
KDDI株式会社	固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号	
株式会社NTTドコモ	「ドコモ 音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号	
NTTドコモビジネス株式会社	固定電話番号、特定IP電話番号	
NTT東日本株式会社/NTT西日本株式会社	固定電話番号	

<ヒアリング実施事業者団体> 五十音順

- 一般社団法人 テレコムサービス協会
- 一般社団法人 電気通信事業者協会
- 一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
- 一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会

① 規律の対象となる電気通信番号の種別

事業者意見

- 賛同
- ・ また、必要に応じて見直しを行うべき。【同旨2者】

構成員意見

(特になし)

- ヒアリングの結果、規律の対象となる電気通信番号の種別として示したものについて、全ての事業者から賛成の意見が得られたことから、 総務省において、音声伝送携帯電話番号、固定電話番号及び特定IP電話番号を規律の対象となる電気通信番号の種別とする 方向で検討を進めることが適当である。
- また、必要に応じ、今後も、特殊詐欺に利用される番号種別の推移を踏まえた見直しを行うことが望ましい。

② 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

事業者意見

- 電気通信番号使用計画の認定申請について、変更認定の申請の場合は、役務継続性の審査を簡素化/省略すべき。【同旨4者】
- 役務継続性の判断基準等について透明性を確保すべき。

く申請書類に関する意見>

- 申請書類が、過度な負担とならないようにすべき。【同旨2者】
- 申請書類の様式の明確化が必要。【同旨2者】
- 上場企業は決算報告書や有価証券報告書等、公開情報で申請書類とみなして欲しい。
- 提出する事業計画等の書類は総務省限りとし、開示請求等においても非開示とすべき。

構成員意見

- 変更認定の申請については一定程度簡素化できると思うが、完全に省略はすべきでない。悪意を持った者が既存事業者を乗っ取って申請をするといったケースを確認できるようにすべき。
- 上場するか否かの判断は経営判断であり、上場しない理由も様々であることも踏まえると、上場企業のみ公開情報をもって申請書類と みなすというのは、非上場企業との間で不公平ではないか。

- ヒアリングの結果、電気通信番号使用計画の認定の申請書類や審査の観点について、大きな異論はなかった。
- そのため、総務省においては、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、具体的に、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することを明確化する方向で検討を進めることが適当である。
- なお、複数の事業者から、変更認定の申請の場合は、役務継続性の審査を簡素化/省略すべきという意見が提出された。この点について、構成員からは、悪意を持った者が既存事業者を乗っ取って変更認定申請をするといったケースも想定され、完全に省略すべきではないという意見があった。
- これらを踏まえ、総務省においては、認定申請時に加え、変更認定申請時においても、役務継続性に係る審査を行うことが適当である。その上で、申請者の負担も勘案し、変更認定時の申請の簡素化及び審査の実効性担保の観点から、申請書類を必要最小限とする方向で、具体化の検討を進めることが適当である。
- なお、上場の有無に応じた申請書類については、認定申請における役務継続性の審査に必要な情報を網羅的に迅速に収集する観点から、差異を設けず、同一の申請書類とする方向で検討を進めることが適当である。

③ 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

事業者意見

<規律の内容に関する意見>

- 賛同。
- また、過度に広範な要件とならないよう、特殊詐欺に係るものに限定すべき。

〈運用に関する意見〉

- 特殊詐欺に電気通信番号が悪用されないよう、積極的に運用されるべき。
- 不正行為にどの程度関与していたかについては、個別の事実関係を丁寧に確認し、適切な判断を行う必要がある。

構成員意見

(特になし)

- ヒアリングの結果、要件として、a.いわゆる「受け子」のように、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪(累犯を含む。)により処罰された者、b.電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員、を規定することについて、全ての事業者から賛同の意見が得られた。
- そのため、総務省において示されたa.とb.を要件として規定する方向で検討を進めることが適当である。
- また、総務省において、適切に運用を行い、必要に応じ、今後も、電話番号を利用する特殊詐欺の態様等の変化にあった見直しを行うことが望ましい。

④ 電気通信番号使用計画の認定の有無の確認方法

事業者意見

- 総務省ホームページの認定事業者の公表リストにより、電気通信番号使用計画の認定の有無を確認する方法を認めて欲しい。【同旨 2者】
- 認定証の見直しに強く賛同。番号種別だけでなく番号種別ごとの役務の種類、卸元事業者名を記載すべき。また、事業者コードを割り 当て、事業者の契約や相手先確認、申請、報告等の手続きにおいて確実に運用したい。

構成員意見

• 総務省ホームページの認定事業者の公表リストの確認ではなく、認定証の提示を受ける方法によるとしたとしても、大きな負担になるとは思われない。

方向性(案)

- ヒアリングの結果、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることについて、
 - 卸先事業者が総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている事業者である場合には、当該事業者から認定証の提示を受けること
 - 卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、当該事業者が作成した標準電気通信番号使用計画及び当該事業者の電気 通信事業者としての登録証又は届出証の提示を受けること

によって確認することについて、大きな異論はなかった。

- 一部事業者からは、総務省ホームページに公表されている認定事業者のリストの確認により代替したい意見があったものの、
 - 卸先事業者から書面の提示を受けることにより、確認の証憑を残すことが可能であること
 - 書面の提示を受ける確認方法が事業者に対して著しく負担になるとは考えられないこと
 - 総務省ホームページでの更新の即時性に限界があること

から、総務省においては、卸先事業者から書面の提示を受けて確認する方法を規定する方向で検討を進めることが適当である。

● 併せて、認定証の様式について、書面での認定証を用いた確認が可能となるよう、必要な見直しを行う方向で検討を進めることが適当である。

<事業継続期間(6ヶ月)に関する意見>

事業者意見

- 賛同
- 確認方法として認められる事項/文書等を明確化して欲しい。【同旨2者】

構成員意見

(特になし)

- ヒアリングの結果、役務継続性があると認められる基準として、電気通信事業その他の事業の事業継続期間(6ヶ月)及びその確認 方法については、全ての事業者から異論がなかった。
- そのため、総務省において、役務継続性があると認められる基準としての事業継続期間を「6ヶ月」と規定する方向で検討を進めることが適当である。
- また、事業継続期間の確認方法についても、サービス提供継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けることを規定する方向で検討を進めることが適当である。
- そして、確認方法として認められる文書等の具体的な内容については、ガイドライン等により、明確化する方向で検討を進めることが適当である。

<事業継続期間によらず役務継続性が認められる基準に関する意見>

事業者意見

(論点案に対する意見)

〈基準に関する意見〉

- 善良な新規参入者の障壁とならないよう配慮が必要。
- 「一定の従事経験」等について、定量的な基準を定めてほしい。【同旨2者】
- 「一定の従事経験」について、クラウド電話やCPaaS※事業等の次世代の通信事業への従事についても評価されるようにして欲しい。
- 「役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合」については、必ずしも役務継続性との関係が深くない。
- く役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合の確認方法に関する意見>
 - 事業者が発行した職歴を証明する書類や離職票の写し等による確認も有効ではないか。
 - 登記簿謄本に記載がない従事経験者が大宗を占めると考えられることから、職務経歴書等になると想定している。
 - 過去在籍していた企業での業務内容まで確認することは困難。
 - 通常の営業活動で確認しない項目であり、負担増になる。

くその他>

- 営業上の秘密に当たる部分については黒塗りを認めるべき。
- 確認方法として認められる事項/文書等を明確化して欲しい。【同旨2者】

事業者意見

(論点案以外の追加意見)

- 「株式上場している場合」を役務の継続性があると認められる基準とし、その確認方法として「株式上場していることの確認」を追加してほしい。【同旨2者】
- 「一定の資本金を有している場合」を役務の継続性があると認められる基準とし、その確認方法として「事業者が一定の資本金を有していることを証明する書類(登記簿謄本等)の提示を受けること」を追加してほしい。
- 「信用評価機関や格付け機関等の第三者評価」を役務の継続性があると認められる基準とし、その確認方法として「当該第三者評価を確認する方法」を追加してほしい。【同旨4者】
- 「国外において一定の事業実績がある者が国内事業に新規参入する場合」を役務の継続性があると認められる基準としてほしい。 【同旨2者】
- 「社内のコンプライアンスについて、弁護士による顧問、監督を受けていること」を役務の継続性があると認められる基準とし、その確認 方法として「社内のコンプライアンスについての顧問弁護士からの書面を確認する方法」を追加してほしい。
- 民間の認証の取得状況や事業者団体等における活動実績、公知の情報や検索サービスの情報等、実態上の活動や取り組みの確認など、よりリアリティのある事業継続性の確認についても認めて欲しい。
- 「資金調達実績」、「特定専門性」、「明確な事業計画」を役務の継続性があると認められる基準としてほしい。
- 「売上金額」や「大企業との契約実績」を役務の継続性があると認められる基準としてほしい。

構成員意見

(論点案に対する意見)

• 「役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合」については、人的リソースの確保という点で一定の意義がある。

(論点案以外の追加意見に対する意見)

- 継続性を判断するための「一定の資本金」について、他業種の企業が電気通信事業に参入する場合等も含め、資本金の適正性の判断が困難ではないか。
- 「信用評価機関や格付け機関等の第三者評価を確認する方法」はある程度有益な方法ではないかと思われるもの、契約内容等によって信用機関から得られる情報が限定されることも考えられる。また、第三者評価を行うために係る費用を誰かが負担することになる。
- 国内、国外にかかわらず、事業実績があれば役務継続性があると認められる要件としてよいのではないか。他方で、国外の事業実績については、その確認方法を明確にする必要があるのではないか。
- 「社内のコンプライアンスについて、弁護士による顧問、監督を受けていること」について、電気通信番号制度は専門的な知見を有する分野であり、全ての弁護士が対応可能な分野ではなく、悪質事業者に弁護士が欺されてしまうリスクもあるのではないか。
- 顧問弁護士からの書面は客観性に欠けるのではないか。また、顧問弁護士自身が悪質事業者と結託するリスクもあるのではないか。
- 事業者団体等における活動実績については、どこまで認めるかの線引きが難しい。また、その細目を決める際の制度負担が大きいので考えにくい。
- 民間の認証の取得については、例えばプライバシーマークなどは、セキュリティ体制について第三者チェックがなされ、継続的な取組がなされていることの証左として一応候補にはなるのではないか。

- ヒアリングの結果、役務の継続性があると認められる基準について、「総務大臣から直接認定を受けていること」及び「既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合」について、全ての事業者から異論はなかった。
- 「役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合」については、人的リソースを確保している点で一定の相関が認められるものの、その確認方法については困難性も指摘された。
- また、論点として提示されたもの以外にも、事業者からは役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法について、複数の追加提案があった。
- 論点として提示された要件及び追加提案のあった主な要件及び確認方法について、以下のとおり、整理することが適当ではないか。

要件		 	
	確認方法	カドロ (未)	
総務省から直接認定を受けていること		ヒアリングの結果、本要件を基準とすること及び本要件の確認方法ともに、全ての事業者	
	電気通信番号使用計画の認定証(令和7年改正法施行後に認 定を受けたもの)の提示を受けること	√ から異論がなかった。そのため、本要件を役務継続性があると認められる基準として規定 │ する方向で検討を進めることが適当。 │	
	一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が Zされた場合	ヒアリングの結果、本要件を基準とすること及び本要件の確認方法ともに、全ての事業者から異論がなかった。そのため、本要件を役務継続性があると認められる基準として規定する方向で検討を進めることが適当。	
	親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等 の提示を受けること		
役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事 経験がある者がいる場合		ヒアリングの結果、本要件を基準とすることについて、大きな異論はなかった。他方で、その確認方法については、過去在籍した企業における業務内容まで把握することは難しいと	
	当該者が一定の従事経験があると証明する書類(役員であれば過去従事していた企業の登記簿謄本等)の提示を受けること	いった、確認の困難性が示された。 技術を持った者について、新規参入機会を担保する観点から、本要件を規定することとしつつ、他方で、本要件が悪質事業者の隠れみのとならないよう、過去在籍した企業の発行した書類であって具体的な業務内容が確認できる場合のみとする等、厳格な運用とする方向で検討を進めることが適当。	

- m				
要件	方向性(案)			
確認方法				
国内の金融商品取引所に株式上場している場合	国内の全ての金融商品取引所における上場の審査基準として、一定期間(少なくとも1年)以上事業			
国内の金融商品取引所に株式上場していることの確認	継続期間があることを審査基準とし、事業継続期間の確認が行われている。そのため、国内の証券取引所 に株式上場していることを、事業継続期間の簡易な確認方法と位置づける方向で検討を進めることが適当。			
一定の資本金を有している場合	株式会社又は合同会社において、企業解散後に資本金を株主又は社員に分配が可能であるため、その			
一定の資本金を有していることを証明する書類(登記簿謄本等)の提示を受けること	多寡に応じて役務継続性の相関があるとは必ずしも言えず、役務の継続性があると認められる基準とするこ			
信用評価機関や格付け機関等の第三者評価で一定の 評価が得られた場合	信用評価機関や格付け機関等の第三者評価については、契約内容により得られる情報量等も異なることが想定され、どの機関のどの程度の評価であれば役務の継続性を確認したことと認められるか、網羅的に制度に落とし込むことは困難である。			
信用評価機関や格付け機関等の第三者評価を確認する方法	また、当該評価は、卸元事業者が取引先の支払い能力や経営状況などを確認し、リスクを管理するために実施されるものである。卸先事業者の役務の継続性の確認方法として位置づけることで、その実施費用が卸先事業者、ひいてはその利用者に転嫁される可能性も否定できず、役務継続性があると認められる基準として規定することは不適当。			
海外で一定の事業実績がある事業者が日本市場に参 入する場合	海外で一定の事業実績が認められる場合には、国内で参入しようとする場合においても、役務の継続性があると見込まれると考えられる。そのため、海外企業のグループ企業であること及び当該企業の実績の確認			
親会社等との関係を確認すること	が、親会社の所在国で発行された書面等により、国内企業と同等の内容のものが確認できる場合には、事業継続期間の確認方法と位置づける方向で検討を進めることが適当。			
社内コンプライアンスについて、弁護士による顧問・監督を 受けている場合	弁護士による法令遵守体制の顧問・監督は、内部手続きの不備改善やリスク管理において重要であるが、 その業務内容は法的助言を行う軽微なものや、顧問・監督の対象となる事業が事業全体の一部である場			
顧問弁護士からの書面等の提示を受けること	合など、多様な業務が想定され、一律に役務の継続性があると認められる基準とすることは不適当。 			
民間の認証の取得状況や事業者団体等の確認	民間認証の取得や事業者団体の入会等については、各々審査の体制や適合要件が異なり、その適正性については個別の判断が必要となる。役務の継続性の判断に関しては、民間の認証が、通常、一定の事業実績があることを前提として審査することが想定されており、「電気通信事業その他の事業の継続期間が			
_	一定以上であること」の要件に合致しない参入当初の事業者の役務継続性の確認として用いられるには、 実効性が低いと考えられる。このため、民間認証の有無や事業者団体への所属について、役務の継続性の 認定基準として用いることは困難。			

方向性(案)

以上の整理を踏まえ、

- 事業継続期間によらず役務の継続性があると認められる基準としては、
 - 総務省から直接認定を受けていること
 - 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合を規定する方向で検討を進めることが適当である。また、これらの確認方法については、
 - 電気通信番号使用計画の認定証(令和7年改正法施行後に認定を受けたもの)の提示を受けること
 - 親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けることを規定する方向で検討を進めることが適当である。
- なお、グループ企業の「一定の事業実績」については、卸先事業者自身の事業継続期間の基準と同様に「6ヶ月」とする方向で検討を 進めることとし、また、「事業実績」としては海外における実績も考慮に入れることが適当である。
- このほか、技術を持った者について、新規参入機会を担保する観点から、事業継続期間によらず役務の継続性があると認められる基準として、
 - 役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合 を規定することとしつつ、他方で、本要件が悪質事業者の隠れみのとならないよう、過去在籍した企業の発行した書類であって具体的な業務内容が確認できる場合のみとする等、厳格な運用をする方向で検討を進めることが適当である。
- その他、関係事業者ヒアリングにおいて提案のあった「株式上場していることの確認」については、卸元事業者における確認の負担軽減の観点からも、役務継続期間の簡易な確認方法として認める方向で検討を進めることが適当である。
- これらについて、事業者により確認結果に差異が出ないよう明確に規定する必要があり、ガイドライン等により、明確化する方向で検討を進めることが適当である。

(参考) 上場と事業継続期間の関係について

	証券取引所	.u.a.	審査基準	
	市場区分	· 対象	(事業継続期間)	
東京	証券取引所			
	プライム市場	多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額(流動性)を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資者との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場	3か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること	
	スタンダード市場	公開された市場における投資対象として一定の時価総額(流動性)を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場	3か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること	
	グロース市場	高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場	1か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること	
札幌証券取引所				
	本則市場	-	3年以前から株式会社として事業活動を継続	
	アンビシャス	北海道に関連のある企業向けの市場	1年以前から株式会社として事業活動を継続	
名さ	屋証券取引所			
	メイン市場	安定した経営基盤が確立され、一定の事業実績に基づく市場評価を有し、個人投資家をは じめとする多くの投資家の継続的な保有対象となりうる企業向けの市場	3年以前から株式会社として継続的に事業活動 をしていること	
	プレミア市場	優れた収益基盤・財務状態に基づく高い市場評価を有し、個人投資家をはじめとする多くの 投資家の継続的な保有対象となりうる企業向けの市場	3年以前から株式会社として継続的に事業活動 をしていること	
	ネクスト市場	事業実績の観点からリスクを有するものの、将来のプレミア市場又はメイン市場への市場区分の変更を見据えた事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ、一定の市場評価を得ながら成長を目指す企業向けの市場	1年以前から株式会社として継続的に事業活動 をしていること	
福岡証券取引所				
	本則市場	-	3年以前から株式会社として、継続的に事業活動をしていること	
	Q-Board	九州周辺に本店を有する企業又は九州周辺における事業実績・計画を有する企業向けの 市場	1年以前から株式会社として、継続的に事業活 動をしていること	

⑥ 確認義務の適用除外となる提供番号数

事業者意見

- 提供番号数を50番号以下とすることについて賛同。
- その上で、利用可能な電話番号数の上限を設けて卸電気通信役務を提供することは困難なため、提供番号数にかかわらず、全ての卸 先事業者に対して役務継続性の確認をした上で役務提供をすることとしたい。また、事業者の判断で提供番号数にかかわらず卸先事 業者の役務継続性の確認をすることで、悪用を防ぐことができる。
- 50番号以下の卸取引は多くの実績がある。トライアル的に事業を開始するケースも多く、このようなケースまで確認義務を課すことは、 サービス開発の阻害となるだけでなく、日本の事業者の競争力の相対的な低下に繋がる。また、小規模な電気通信事業を営む事業者 の視点も踏まえて判断してほしい。
- 今後の特殊詐欺のトレンドを踏まえて適宜見直しを行うことを要望。

構成員意見

- 50番号以下の卸提供が稀なケースであるのであれば、適用除外をなくすか、より少ない数にしてもよいのではないか。
- 50番号ずつ複数の卸元事業者から調達するというようなことは起きないのか。

- ヒアリングの結果、確認義務の適用除外となる提供番号数を50番号以下とすることについては、事業者からの異論はなかった。
- 構成員からは、50番号以下での卸提供が稀なケースなのであれば、適用除外をなくすか、より少ない数にしてもよいのではないかとの意見もあった。
- この点、比較的規模の大きい番号指定事業者からは50番号以下の卸取引が稀である旨の回答があったが、事業者団体からは、中小規模の事業者においては50番号以下の卸提供も一定数存在し、50番号以下の適用除外を求める意見があった。
- この点、番号の効率的な使用や不適正な利用の防止の実効性と新規事業者に対する負担も勘案し、確認義務の適用除外となる 提供番号数について、50番号以下と規定する方向で検討を進めることが適当である。総務省においては、今後、電話番号を利用する特殊詐欺の態様等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うことが適当である。
- なお、50番号以下の提供が明らかである場合であっても、卸先事業者の役務の継続性の見込みを確認し、役務提供の可否を判断することは、特に小規模な試行的提供を目的として参入する新規事業者に対して過度な負担を課すこととなり、適当ではない。また、電気通信事業法上の役務提供義務が課されている場合には、正当な理由がなければ、役務提供を拒んではならないとされていることにも留意することが必要である。

⑦ その他

事業者意見

- みなし認定事業者を含む全ての事業者から卸元事業者名の報告を求めることについて賛同。【同旨3者】
- 事業者にとって過度な負担とならないよう、既存の報告を含めて全体として必要最小限となるよう配慮をお願いしたい。
- 必要に応じて制度の見直しを検討していく必要がある。【同旨2者】
- 電気通信番号制度に関する周知の更なる充実をお願いしたい。

構成員意見

(特になし)

- ヒアリングの結果、論点(案)で例示したとおり、卸元事業者・卸先事業者の関係を把握する観点から、電気通信事業報告規則を 見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることについて、異論はなかった。
- 総務省において、令和7年改正法の内容との整合や規定の明確化を図るため、電気通信事業報告規則をはじめ、電気通信番号制度関連の省令・告示等の見直しを検討することが適当である。
- また、総務省においては、電気通信番号制度の見直しの内容について、関係事業者に対して適切に周知することが求められる。